

令和 5年分 配分金支払証明書

発行日 令和 6年 1月15日

(税務署の方へ)

支払を受けた者	住所		
	氏名		会員番号
	支払金額	円	
支払者	住所	愛知県みよし市三好町井ノ花 100-1	
	名称	公益社団法人 みよし市シルバー人材センター 会長 鈴木 淳	

これはシルバー人材センターが発行する配分金支払証明書です。シルバー人材センターは民法上の社団(財団)法人で、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により位置付けられた国の補助団体です。

シルバー人材センターは地域における高齢者にふさわしい臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を「請負・委任」により引き受け、シルバー人材センターの会員に就業機会として提供するもので、会員と発注者との間にも、シルバー人材センターと会員の間にも雇用関係はありません。

会員がシルバー人材センターから提供された仕事に就業して得た収入を配分金といい、この配分金収入は所得税法上、「その他の雑所得」に該当し、租税特別措置法第27条の規定に準じて必要経費控除が認められています。

配分金の確定申告のご案内

令和5年分配分金支払証明書(令和4年12月就業分【令和5年1月支払】から令和5年11月就業分【令和5年12月支払】まで)を同封していますので、確認してください。シルバー人材センターからの配分金は、所得税法上「雑所得」となり、所得税・市県民税の申告が必要となる場合があります。

雑所得の金額は、租税特別措置法第27条の「家内労働特例」を適用し、配分金収入から55万円を上限として差し引くことができます。(ただし、収入金額を限度とします。)

★申告について★

公的年金収入400万円以下かつその他の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要

※公的年金収入400万円以下で、シルバーからの配分金が75万円以下(75万円-55万円=20万円)、これ以外に収入のない人は所得税の申告の必要はありません。

詳しくは、税務署または市役所税務課にお尋ねください。

豊田税務署 0565-35-7777      みよし市役所 0561-32-2111